

公 告

2009 年度 所在不明組合員のみなし自由脱退について

2010 年 2 月 1 日
生活協同組合コープながの
代表理事 理事長 古田好男

「所在不明組合員の脱退（みなし自由脱退）手続きに関する規約」にもとづき、長期所在不明組合員の「みなし自由脱退」手続きに関する公告をおこないます。

記

- 一. 2009 年 12 月 20 日を基準日とした「みなし自由脱退」対象組合員数は 1,478 人です。
- 一. 今年度の「みなし自由脱退」対象者の条件は次のとおりです。
 - (1) 通常総代会後にお届けする「剰余金割戻のお知らせ（出資配当金のお知らせ）」が、対象となる 2007 年度から 2009 年度の、3 カ年宛先不明等で返送され、登録された電話番号では連絡がとれない方。
 - (2) 2007 年度から 2009 年度基準日までの過去 3 カ年度、利用高実績（共済事業を含む）がなく、かつ、増資、減資、住所変更の申請をされていない方。
 - (3) 出資金が一口未満の方。
 - (4) 上記(1)(2)の両方に該当する方（669 名）、または(3)に該当する方（809 名）が「みなし自由脱退」対象者となります。
- 一. 「みなし自由脱退」対象の方は、公告期間内にお申し出ください。
 - (1) 公告期間は 2010 年 2 月 1 日（月）から 2010 年 3 月 2 日（火）までです。
 - (2) この期間、各事業所で「みなし自由脱退対象者名簿」を掲示します。ご本人の申し出等により実在が確認された方は「みなし自由脱退」対象者から除外されます。このとき、ご本人であることを確認させていただきますので、本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。
- 一. 2010 年 3 月 2 日までにご本人からの申し出等がなく、実在が確認できないときには、定款第 10 条第 2 項の「脱退の予告があったもの」とみなし、理事会決定を経て 2010 年 3 月 20 日をもって「みなし自由脱退」の手続きをさせていただきます。
- 一. 「みなし自由脱退」となった後も、「規約」にもとづき、ご本人のお申し出等により組合員資格を回復することができます。
- 一. 今回「みなし自由脱退」対象となっていない方で、住所変更等があった場合には、お手数ですが生協まで連絡をください。
- 一. お問い合わせは、下記にて承ります。

お問い合わせ先

最寄りのコープデリ宅配センター（担当者）・店舗または
コープネット篠ノ井組合員情報センター（電話：026-290-7520 月～土 9:00～18:00）